

市民局指定管理者選定評価委員会(緑区役所部会)における審査結果

施設名: 千葉市土気あすみが丘プラザ

指定の基準	審査項目	配点	申請者ごとの得点		
			ANAスカイビルサービス株式会社	アクティオ・東急コミュニティー共同事業体	株式会社京葉美装
1 市民の平等な利用を確保するものであること	(1) 管理運営の基本的な考え方	10	9.0	9.0	8.5
指定の基準1 小計		10	9.0	9.0	8.5
2 施設の管理を安定して行う能力を有すること	(1) 同種の施設の管理実績	5	5.0	5.0	5.0
	(2) 団体の経営及び財務状況	5	5.0	5.0	4.5
	(3) 管理運営の執行体制	5	4.3	4.3	4.0
	(4) 必要な専門職員の配置	5	4.3	4.5	3.8
	(5) 業務移行体制の整備	5	4.3	4.0	4.0
	(6) 従業員の管理能力向上策	5	4.8	4.3	4.0
	(7) 施設の保守管理の考え方	5	4.3	4.0	4.3
	(8) 設備及び備品の管理、清掃、警備等	5	4.5	4.0	3.5
指定の基準2 小計		40	36.5	35.1	33.1
3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと	(1) 関係法令等の遵守	5	4.3	4.3	4.3
	(2) リスク管理及び緊急時の対応	5	4.3	4.3	3.8
指定の基準3 小計		10	8.6	8.6	8.1
4 施設の効用を最大限発揮するものであること	(1) 開館時間、休館日の考え方	5	4.5	4.5	3.8
	(2) 利用料金の設定及び減免の考え方	5	5.0	4.3	4.3
	(3) 施設利用者への支援計画	5	4.5	4.3	4.5
	(4) 施設の利用促進の方策	10	9.0	8.5	9.5
	(5) 利用者等の意見聴取、自己モニタリングの考え方	5	4.5	4.0	4.3
	(6) 施設の事業の効果的な実施	5	5.0	4.5	4.5
	(7) 成果指標の数値目標達成の考え方	10	9.0	8.5	8.5
	(8) 自主事業の効果的な実施	10	9.5	8.5	9.5
指定の基準4 小計		55	51.0	47.1	48.9
5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること	(1) 収入支出見積りの妥当性	10	9.0	7.0	8.5
	(2) 管理経費(指定管理料)	20	16.0	15.0	12.0
指定の基準5 小計		30	25.0	22.0	20.5
6 その他市長が定める基準	(1) 市内産業の振興	3	0.0	1.0	3.0
	(2) 市内業者の育成	3	2.5	2.3	2.3
	(3) 市内雇用への配慮	3	1.0	2.0	2.0
	(4) 障害者雇用の確保	3	2.0	2.0	1.0
	(5) 施設職員の雇用の安定化への配慮	3	2.0	2.0	2.3
指定の基準6 小計		15	7.5	9.3	10.6
合計		160	137.6	131.1	129.7